

平成 19 年 2 月 9 日

各 位

株式会社グローバルダイニング
代表者名 代表執行役社長 長谷川 耕造
(コード番号 7625 東証第二部)
問合せ先 総務チームリーダー 浦野 武志
TEL : 03 - 5469 - 3223

定款の(一部)変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 2 月 9 日開催の取締役会において、「定款の(一部)変更の件」を平成 19 年 3 月 18 日開催の第 34 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

会社法(平成 17 年法律第 86 号) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 17 年法律第 87 号。以下「整備法」といいます。)並びに会社法施行規則(平成 18 年法務省令第 12 号)及び会社計算規則(同 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたのに伴い、以下の理由により、定款の変更をお諮りするものであります。

- (1) 会社法施行時に、整備法に定める経過措置規定により定款に定めがあるとみなされている内容につき、その内容を反映する規定の新設又は変更を行うものであります。
 - ・ 取締役会、委員会及び会計監査人を置く旨(変更案第 4 条)
 - ・ 株券を発行する旨(変更案第 7 条)
 - ・ 会社法第 459 条第 1 項第 2 号から 4 号に掲げる事項を取締役会が定めることができる旨(変更案第 35 条)
- (2) 株主総会において、株主の皆様に対して充実した情報の開示を行うことができるよう、変更案第 15 条(参考書類等のインターネット開示)を新設するものであります。
- (3) 取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面又は電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、変更案第 22 条(取締役会の決議方法)に第 2 項を新設するものであります。
- (4) 上記のほか、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除・修正及び移設など、全般に亘って所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 19 年 3 月 18 日
定款変更の効力発生日	平成 19 年 3 月 18 日

以 上

(別紙)

定款変更案

(下線部は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、株式会社グローバルダイニングと称し、英文では、GLOBAL - DINING, INC. と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 喫茶店の経営2. レストランの経営3. 婚礼及びパーティーの企画、運営4. 各種食料品及び日用雑貨品の輸入、販売5. 店舗並びに店舗に関わる厨房設備器具類及び什器備品の企画、開発6. コンピューターのシステムの企画、開発、調査7. 西洋ことう、家具、室内装飾品の輸入並びに販売8. 前各号における人材の育成9. 前各号に附帯関連する一切の業務 <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。</p> <p>(新設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。</p> <p>(委員会等設置会社制度の採用) 第5条 当社は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(以下、商法特例法という。)第2章第4節に規定する特例の適用を受けるものとする。</p> <p>第2章 株式</p> <p>(発行する株式の総数) 第6条 当社の発行する株式の総数は16,896,000株とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(自己株式の取得) 第7条 当社は、商法第211条の3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的) 第2条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関の設置) 第4条 <u>当社は、取締役会、委員会及び会計監査人を置く。</u></p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。</p> <p>(削除)</p> <p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は16,896,000株とする。</p> <p>(株券の発行) 第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(削除)</p>

(1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行)

第8条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。
当社は、1単元に満たない株式数を表示した株券を発行しない。

(新設)

(株式取扱規程)

第9条 当社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換、単元未満株式の買取請求の取扱、その他株式に関する手続及び手数料は取締役会の定める株式取扱規程による。

(名義書換代理人)

第10条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。
名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取請求の取扱等株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。

(基準日)

第11条 当社は、毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主(実質株主を含む。以下同じ)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。
前項のほか、必要あるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会
(新設)

(単元株式数及び単元未満株券の不発行)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。
当社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規程)

第10条 当社の株券の種類、株主の氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取請求の取扱、その他株式に関する取扱い及び手数料は取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。
株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備え置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(削除)

第3章 株主総会

(基準日)

第12条 当社は、毎年12月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

<p>(招集の時期) 第12条 当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</p> <p>(議長) 第13条 株主総会の議長は、代表執行役がこれに当たる。代表執行役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役又は執行役がこれに代わる。</p> <p>(新設)</p> <p>(決議の方法) 第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。 <u>商法第343条第1項の規定による株主総会の特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の多数をもって決する。</u></p> <p>(議決権の代理行使) 第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、代理人は代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録) 第16条 株主総会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役及び執行役がこれに記名捺印又は電子署名する。</p> <p>第4章 取締役、取締役会及び各委員会 (員数) 第17条 当会社に取締役7名以内を置く。</p> <p>(選任) 第18条 取締役は株主総会において選任する。 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期) 第19条 取締役の任期は、就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</p>	<p>(招集の時期) 第13条 当社の定時株主総会は、毎年3月に招集する。</p> <p>(招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、取締役会の決議に基づき代表執行役がこれを招集し、その議長となる。代表執行役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役又は執行役がこれに代わる。</p> <p>(参考書類等のインターネット開示) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにより、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対し提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法) 第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使) 第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(削除)</p> <p>第4章 取締役、取締役会及び各委員会 (員数) 第18条 当社の取締役は、7名以内とする。 前項の取締役のうち、3名以上は社外取締役でなければならない。</p> <p>(選任) 第19条 (現行どおり) 取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (現行どおり)</p> <p>(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>
---	--

<p>(取締役会)</p> <p>第20条 取締役会は、取締役会においてあらかじめ指名された取締役が招集し、その議長となる。その取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役にこれを代わる。</p> <p>取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第21条 当社は、<u>商法特例法第21条の17第1項に関する取締役(取締役であったものを含む。)</u>の責任について、<u>取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第22条 当社は、<u>社外取締役との間で、その取締役の商法特例法第21条の17第1項の規定による責任につき、同条第5項が準用する商法第266条第19項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(各委員会の設置及び権限)</p> <p>第23条 当社は、<u>指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を置く。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第5章 執行役</p> <p>(選任)</p> <p>第24条 執行役は、<u>取締役会の決議において選任する。</u></p>	<p>(取締役会)</p> <p>第21条 取締役会は、取締役会においてあらかじめ<u>定めた</u>取締役が招集し、その議長となる。その取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役にこれを代わる。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第22条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>— <u>当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第23条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、<u>法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第24条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法425条第1項各号に規定する金額の合計額とする。</u></p> <p>第5章 委員会</p> <p>(各委員会の設置)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(委員の選任方法)</p> <p>第26条 <u>各委員会の委員は、取締役会の中から、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>(各委員会規定)</p> <p>第27条 <u>各委員会に関する事項は、法令、定款または取締役会に定めるもののほか、各委員会が定める委員会規定による。</u></p> <p>第6章 執行役</p> <p>(選任)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p>
--	--

<p>(任期) 第25条 執行役の任期は、<u>就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結後最初に開催される取締役会終結のときまでとする。</u></p> <p>(代表執行役及び役付執行役) 第26条 <u>取締役会の決議により、当社を代表すべき執行役1名を定める。</u> 取締役会の決議により、執行役社長1名、専務執行役及び常務執行役各若干名を定めることができる。</p> <p>(職務の分掌) 第27条 執行役の職務の分掌は、取締役会の決議により定める。 (新設)</p> <p>(執行役の責任免除) 第28条 当社は、<u>商法特例法第21条の17第1項に関する執行役(執行役であったものを含む。)の責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(営業年度) 第29条 当社の営業年度は、<u>毎年1月1日から12月31日までとし、毎営業年度末に決算を行なう。</u> (新設)</p> <p>(利益配当) 第30条 <u>利益配当金は、毎決算期現在における株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者に対してこれを行なう。</u> (新設) (新設)</p>	<p>(任期) 第29条 執行役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結後最初に招集される取締役会終結の時までとする。</u></p> <p>(代表執行役及び役付執行役) 第30条 <u>取締役会は、執行役の中から代表執行役1名を選定する。</u> 取締役会の決議により、執行役社長1名、専務執行役及び常務執行役各若干名を選定することができる。</p> <p>(職務の分掌) 第31条 (現行どおり)</p> <p>(執行役の報酬) 第32条 <u>執行役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、報酬委員会が定める。</u> — <u>執行役が当社の支配人その他の使用人を兼ねているときは、当該兼務に係る報酬等についても同様とする。</u></p> <p>(執行役の責任免除) 第33条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる執行役(執行役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>(事業年度) 第34条 当社の事業年度は、<u>毎年1月1日から12月31日までとする。</u></p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第35条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第36条 当社は、<u>毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、期末配当を行うことができる。</u> — <u>当社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、中間配当を行うことができる。</u> — <u>前2項のほか、当社は基準日を定めて、基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行うことができる。</u></p>
---	---

<p>(中間配当)</p> <p><u>第31条</u> <u>取締役会の決議により、毎年6月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(中間配当という。)を行うことができる。</u></p> <p>(配当金等の除斥期間)</p> <p><u>第32条</u> <u>利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>(取締役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>第1条</u> <u>当会社は、商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、第31回定時株主総会終結前の商法第266条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>(社外取締役との責任限定契約に関する経過措置)</p> <p><u>第2条</u> <u>商法第266条第19項の規定により、当会社が社外取締役との間に締結した同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約は、第31回定時株主総会終結前の同条第1項第5号の行為による賠償責任について、法令、本定款又は当該契約に定めるところにより、当該定時株主総会終結後も、なおその効力を有するものとする。</u></p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>第3条</u> <u>当会社は、商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、第31回定時株主総会終結前の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第37条</u> <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
---	--

以 上